

長岡京ケアハートガーデン 訪問介護事業所「西山の郷」
指定訪問介護事業 及び 介護予防・日常生活支援総合事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、(三菱電機ライフサービス(株))が開設する指定訪問介護事業所「西山の郷訪問介護事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業、及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者等(以下、「訪問介護員」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある要介護者(要支援者)及び事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業所訪問介護計画書を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 6 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第27号)及び「介護予防・日常生活支援総合事業等の人員等の基準等に関する条例」、その他指定を受けた市町村の規則等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 長岡京ケアハートガーデン 訪問介護事業所「西山の郷」

(2) 所在地 京都府長岡京市奥海印寺多賀垣外 17-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（兼務 サービス提供責任者・訪問介護員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上（兼務 訪問介護員）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防・日常生活支援総合事業計画）の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員は、訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

上記の曜日外及び時間外でも連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または指定を受けた市町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 介護保険外有償サービス

介護保険の給付限度額を越えてサービス提供を希望する場合、介護保険サービス料金の全額を利用料金とする。

3 次条の通常事業実施地域を越えて行う介護予防・日常生活支援総合事業に要した交通費は、次の基準で請求する。

(1) 公共の交通機関を利用した場合は実費。

(2) 自社の車を利用した場合は10キロメートルあたり250円。

- 4 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別添重要事項説明書のとおりとする。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、月額定額報酬のためキャンセル料は徴収しない。

- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 6 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町の区域とする。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供により賠償すべき

事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報の保護を遵守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団排除)

第15条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。次項において同じ）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、重要者の資質向上のために次の通り研修の機会を設けるものとし[、]、また業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用時1ヶ月以内

（2）継続研修 年6回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供をさせないものとする。

- 5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定訪問介護（指定予防訪問事業）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するもとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、三菱電機ライフサービス（株）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和 6年 4月 1日改定、施行
令和 6年 3月 22日改定、施行
令和 5年 4月 1日改定、施行
令和 4年 4月 1日改定、施行
令和 3年 8月 16日改定、施行
令和 2年 3月 16日改定、施行
平成31年 4月 1日改定、施行
平成31年 4月 1日改定、施行
平成30年 4月 1日改定、施行
平成29年 4月 1日改定、施行
平成28年 4月 1日改訂、施行
平成26年 4月 1日改定、施行
平成25年 4月 1日改定、施行
平成24年 4月 1日改定、施行
平成23年 4月 1日改定、施行
平成22年12月 1日改定、施行
平成20年 7月 1日改定、施行
平成19年11月16日改定、施行
平成19年 1月 1日改定、施行
平成18年 7月 1日改定、施行
平成17年11月 1日改定、施行

平成17年 4月 1日改定、施行
平成16年 4月 1日改定、施行